

消防き章について

昭和 26 年 2 月 7 日
京都市消防局訓令乙第 14 号

各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

消防き章について次のように、定める。

消防き章について

- (1) 消防を標示するき章は別記の通りとする。
- (2) 現在迄に制定された規程中「旭日章」又は「略日章」とあるは、「消防き章」と読みかえるものとし、様式中抵触するものは、すべて前号の消防き章に改めるものとする。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日京都市消防局訓令乙第 16 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日京都市消防局訓令乙第 9 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日京都市消防局訓令乙第 3 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日京都市消防局訓令乙第 5 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 20 日京都市消防局訓令乙第 1 号）

この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別 記

消 防 き 章

